

1 自動車の登録(届け出)と検査

車両法
4.19.73
97の3

1 自動車の登録(届け出)

自動車(小型特殊自動車、総排気量125cc以下または定格出力1.00kw以下の普通自動二輪車を除く。)は、登録を受けて(届け出をして)、番号標(ナンバープレート)をつけなければなりません。

● 四輪車の番号標

660ccをこえるもの		660cc以下のもの	
自家用	事業用	自家用	事業用
品川500 さ・・46	品川500 あ・・46	品川500 さ20-46	品川400 り20-46

● 二輪車の番号標

250ccをこえるもの		125ccをこえ、250cc以下のもの	
自家用	事業用	自家用	事業用
山形い 20-46	山形り 20-46	1山形い ・・46	1山形り ・・46

※小型特殊自動車、総排気量125cc以下または定格出力1.00kw以下の普通自動二輪車や原動機付自転車は、別の定めになっています。

Pick up ピックアップ

番号標の分類番号と自動車の種類

四輪車の番号標は自動車の種類によって、つぎのように分類されています。

品川500
さ・・46

番号標の分類番号	自動車の範囲
1,10-19,100-199,10A-19Z,1A0-1Z9,1AA-1ZZ	貨物自動車(2000ccをこえるもの)
2,20-29,200-299,20A-29Z,2A0-2Z9,2AA-2ZZ	乗車定員11人以上の乗用自動車
3,30-39,300-399,30A-39Z,3A0-3Z9,3AA-3ZZ	乗車定員10人以下の乗用自動車(2000ccをこえるもの)
4,40-49,400-499,40A-49Z,4A0-4Z9,4AA-4ZZ	貨物自動車(660ccをこえ、2000cc以下のもの)
6,60-69,600-699,60A-69Z,6A0-6Z9,6AA-6ZZ	貨物自動車(50ccをこえ、660cc以下のもの)
40-49,400-499,600-699,40A-49Z,60A-69Z,4A0-4Z9,6A0-6Z9,4AA-4ZZ,6AA-6ZZ	乗用自動車(660ccをこえ、2000cc以下のもの)
5,50-59,500-599,50A-59Z,5A0-5Z9,5AA-5ZZ	乗用自動車(50ccをこえ、660cc以下のもの)
7,70-79,700-799,70A-79Z,7A0-7Z9,7AA-7ZZ	特種用途車(散水車、広告宣伝車、自動車教習所の教習車、霊柩車など)
50-59,500-599,700-799,50A-59Z,70A-79Z,5A0-5Z9,7A0-7Z9,5AA-5ZZ,7AA-7ZZ	大型特殊自動車(下記以外)
8,80-89,800-899,80A-89Z,8A0-8Z9,8AA-8ZZ	大型特殊自動車(建設機械)
9,90-99,900-999,90A-99Z,9A0-9Z9,9AA-9ZZ	
0,00-09,000-099,00A-09Z,0A0-0Z9,0AA-0ZZ	

※車体のサイズによっては、この分類に該当しない場合があります。
また、大型自動二輪車や普通自動二輪車(250ccをこえるもの)には、分類番号はありません。
なお、125ccをこえ、250cc以下の普通自動二輪車の分類番号は「1」になっています。